

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会告示第2号

兵庫県後期高齢者医療広域連合に対する直接請求の要件となる請求権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和6年6月18日

兵庫県後期高齢者医療広域連合選挙管理委員会

委員長 白井 啓一

- 1 地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第291条の6第1項の規定により準用する法第74条第1項及び第75条第1項に規定する請求権を有する者の総数の50分の1の数

90,314

- 2 法第291条の6第1項の規定により準用する法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに法第291条の6第2項に規定する請求権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

664,458

- 3 法第291条の6第1項の規定により準用する法第80条第1項に規定する請求権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあっては、その40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）

別表のとおり

別 表

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
神戸市	255,042
姫路市	138,881
尼崎市	127,982
明石市	84,069
西宮市	132,998
洲本市	11,890
芦屋市	26,461
伊丹市	55,281
相生市	7,718
豊岡市	21,498
加古川市	72,370
たつの市	20,512
赤穂市	12,798
西脇市	10,736
宝塚市	63,802
三木市	20,721
高砂市	24,362
川西市	43,439
小野市	12,910
三田市	30,003
加西市	11,716
丹波篠山市	11,061
養父市	6,147
丹波市	16,993
南あわじ市	12,549
朝来市	7,958
淡路市	11,920
宍粟市	9,874
加東市	10,666

市 町 名	請求権を有する者の総数の 3分の1等の数
猪名川町	8,240
多可町	5,452
稲美町	8,476
播磨町	9,512
神河町	2,980
市川町	3,156
福崎町	5,111
太子町	9,232
上郡町	4,036
佐用町	4,410
香美町	4,543
新温泉町	3,777